

第八十四回国会 参議院運輸委員会會議録第十一号

(三〇〇)

昭和五十三年五月十二日(金曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

五月十二日

西ヶ久保重光君

柳澤 鍊造君

補欠選任

寺田 熊雄君

三治 重信君

出席者は左のとおり。

委員長

三木 忠雄君

理事

安田 隆明君

山崎 竜男君

目黒今朝次郎君

太田 淳夫君

井上 吉夫君

伊江 朝雄君

石破 二郎君

江藤 智君

木村 陸男君

佐藤 信二君

高平 公友君

平井 卓志君

瀬谷 英行君

寺田 熊雄君

矢田部 理君

田代富士男君

内藤 功君

三治 重信君

山田 勇君

足立 篤郎君

衆議院議員

議者

足立 篤郎君

国務大臣

運輸大臣

福永 健司君

政府委員

内閣法制局長官

真田 秀夫君

警察庁長官官房

大高 時男君

会計課長

高橋 寿夫君

事務局側

運輸省航空局長

村上 登君

常任委員会専門員

近藤 恭二君

衆議院法制局側

法制次長

大竹 清一君

説明員

警察庁警備局参事官

近藤 恭二君

本日の會議に付した案件

○新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案(衆議院提出)

○委員長(三木忠雄君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

まず委員の異動について御報告いたします。本日、西ヶ久保重光君及び柳澤鍊造君が委員を辞任され、その補欠として寺田熊雄君及び三治重信君が選任されました。

○委員長(三木忠雄君) 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。○寺田熊雄君 本法の第三条第八項によります家屋などの工作物の除去、これが所有権に対する侵害である、法益の侵害であるということはお認め

になるんでしょうね。これは疑いがないと思いが、いかがでしょうか。提案者とそれから運輸大臣、法制局長官のお三方にお伺いいたします。

○衆議院議員(足立篤郎君) 法律解釈の問題、法理論の問題でございますから、衆議院の法制局の方から答弁させていただきますか。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) この第八項が財産権に制約を加えておるといふ点は、おっしゃるとおりでございます。

○国務大臣(福永健司君) 本法案は議員提案でもございまして、政府に対して御質問でございます。政府の方から法制局長官が参っておりますので、私は法制局長官が述べる意見に従うことにいたします。御了承をいただきます。

○政府委員(真田秀夫君) お答えを申し上げます。と思いが、実は本法案の中身については直接タッチしたわけでございませぬが、配付されました法案を読んでみますと、この第三条第八項が財産権に対する制約を加えるものであるということについては、そのとおりであると存じます。

○寺田熊雄君 侵害という言葉が用いられましたことに対して、衆議院の法制局、それから法制局長官、いずれも制約というような言葉が使われたのでありますけれども、いま制約とおっしゃるのには、憲法二十九条の「財産権は、これを侵してはならない。」という、その侵害にはなるというんですか、ならないというんですか、その点をはっきりしていただきたいと思いが、

○衆議院法制局参事(大竹清一君) この第二十九条の第一項の「侵してはならない。」という意味を、字義どおり、財産権については一切もう手を触れちゃいかぬよと、こういう意味に理解するならば、侵している、こういうふうに言わざるを得ませんが、侵しているというこの中身をどう理解するか、そこで先ほど申し上げましたよう

に、制約は加えられていると、こういうように申したわけでございます。

○寺田熊雄君 ただいまその侵害のあり方という趣旨で、文字どおり解釈すれば侵害にはなるけれども、内容があるので制約だというふうな答弁のようでありまして、あなたがのおっしゃるの何か補償を前提にして、補償があるから完全な侵害ではないと、それはやはり侵害が補償によって償われるから、そこで制約になると、こういう趣旨で言われるわけですか。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) その私が申し上げました制約ということ、憲法第二十九条の第二項の「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」これにまさに該当しているという意味におきまして、財産権そのものがあらゆる場合に、フリーにかつ完全な意味で保障されるということにつきましては公共の福祉に適合するやうに法律で決められると、その中身として制約があり得る、こういう趣旨で申し上げたつもりでございます。

○寺田熊雄君 なるほど使用禁止というものが制約ということ、まあわからないではないけれども、壊してしまふというやうなことが侵害にならないということはどうして了解したい、第二項の財産権の内容を定めるということの中に、除去してしまふというやうなことでも含むなどということはどうして考えられないことですか。それじゃあなたは財産権の内容を定める、公共の福祉に適合するやうに定めるということが、その除去までも含むというふうにお考えなんでしょうか。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) お答えします。結論はさうでございます。

○寺田熊雄君 それはなぜこの場合に取壊しが公共の福祉に従う所有権の内容の規定だというふう

うに言われるんです。あなたは何かこれかたえ

ば破壊活動者の集合、破壊活動をするおそれのある者の集合だということだけで、それが取り壊しするようないかなる言ひならば、それで考えてごらんないですか。偽造紙幣を自分の家で製造する者、同じことじゃないですか。しかし、いまの刑事法秩序では偽造紙幣を製造する器具は、これは押収し没収はできるけれども、家屋を取り壊したり没収したりするようないかなる道理がない。暴力団が親分の家に銃砲刀剣類を持って武装して集まったって、いまの刑事法秩序ではその暴力団の親分の家を壊すわけじゃない。田中角榮氏がロッキードから金をもらおうというようなことを平然とその家でやったって田中角榮氏の家を没収したり取り壊したりすることができるとは、犯罪がその家屋の中で行われたとしてもその家屋を没収したり取り壊したりするようないかなる刑事法秩序ではないんです。それをそこまで至らなくて、単純に何か破壊活動をするおそれがあるという者が集合するだけでその家を取り壊してしまふようなことが、どうして憲法の二十九条の二項でできますか。余りにも拡大解釈じゃないか。これはどうですか。提案者御自身にお伺いいたしますが、確信を持っていまの刑事法秩序と比較考量してみてもそれが少しもおかしくないというところが確信を持って断言できますか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほどの連合審査会でも同じ質問がございました。私も四党共同提案の協議の過程で、いやしくも憲法違反のそしりを受けてはならない、慎重の上にも慎重を期しまして協議しました。正直申し上げれば、私は原案の立案者でございますが、私が最初つくった原案はもっと乱暴なものでございました。そうして、さっきもお答えしたように、衆議院法制局はもろろん、内閣法制局その他関係方面で十分御検討を願った上で、この案ならば憲法違反の疑いを受けない、こういう確信を得て提案をしたわけ

でございます。

○寺田熊雄君 いまの衆議院法制局長の御答弁などを伺いますと、本当に日本の憲法を守るといふような法律家としての良心をお持ちとはとうてい考えられないんです。これはもうそういう議員の強い希望に迎合した憲法解釈だとわれわれは断ぜざるを得ないですね。

これはどうなんですかね、こういう家を取り壊すというふうなことが、これは行政上の必要から生じたことであるんですけども、家を壊すということが財産権の制約であれ侵害であれ、言葉の使い方は別として、法益が非常に損なわれることであるというだけでは、これはお認めになるんでしょかね。そういう法益に対する被害を国民に与え、それはあなた方がおっしゃる秩序のためだと言わなければならない、まあいわば包括的な概念で言う順序に当たると思いますが、それはおわかりでしょうか。これは提案者、お答えができればしてください、できなければ法制局で結構ですから。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私どもはきのうからたびたびお答えしているとおおり、この立法措置によつて初めて日本の平和と民主主義が守れるというふうにご考慮しております。憲法の許す範囲内においてこの処置はぜひとりたいということでは法をいたしました。

なお、法理的な問題は私は専門じゃございませんから、隣の専門家に答えさせていただきます。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) お答えします。ただいま、言葉をあげつらつて悪いようでございますが、秩序罰とおっしゃいましたが、私どものこの立法の仕組みは、行政上であるうとも、いわゆる罰として除去する、こういう意識で立法しているんじゃないんです。要するに財産権を保障するといふ一つの憲法のねらいと、それから公共の福祉、他の面における公共の福祉の要請、これはやはり両方が両立すればそれにこしたことはないんですが、その上の比較検討の問題として財

産権がどの程度まで引き下がっていただけるか、受忍してもらえぬか、こういう問題として理解いたしておりますので、破壊活動者にかかある種の罰を加えるからつづすのだ、こういう意識ではございませぬ。

○寺田熊雄君 破壊活動者じゃないんです。その破壊活動者の集合の用に用いられる家屋の所有者に対する関係です。ですから、あなた方はすべて私の質問の趣旨をよく理解して答えていただきました。先ほど法制局長官にお尋ねをしたのです。その集合する人とそれからその家屋の所有者とが別人であることが、もうこの本件の場合には非常に多いわけですからね。第三者の所有権の侵害ということを前提して私どもは議論している。ここでも先ほど法制局長官と議論をいたしましたけれども、この最高裁判所の判例というものをここで読んでみます。いかに実質においてこの最高裁判所の判例に違反するかどうかを皆さんにおおかりいただきたいと思っております。これは昭和三十七年十一月二十八日、大法院の判決であります。これは、旧関税法の百十八条が、密輸出をした、その密輸出罪を構成した貨物はこれももちろん没収いたしますが、この貨物を積んだ船舶も没収するという規定があったわけでありまして、それが密輸出した人とその船舶の所有者とが別人であっても没収するという規定であったわけでありまして、これも、最高裁判所は、それを憲法三十一条違反として、二十九条違反としてこの大法院の判決で破棄しているわけでありまして、この場合の家屋の除去、取り壊しということ、それが所有者に与える被害と没収とでは、なるほど補償というものはあっても財産権に対する侵害という点ではいささかも異ならない。たとえば、家を壊された者がその家屋の時価をもらったって、建て直すまでの居住を不可能にせしめられたその被害であるとか、精神的な被害であるとか、新しい家を建てる場合に必要とする財産的な支出であるとかいふことを考えれば、取り壊されるというふうなことは、その建物の時価が補償されたとして少し

もそれは実質的な補償にはならないわけですね。だから、それは財産権に対する大変な被害であるという点については没収の場合と大同小異である、そのことを前提にして私は議論しているわけです。この判決は、「第三者の所有物を没収する場合において、その没収に關して当該所有者に対し、何ら告知、弁解、防禦の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、著しく不合理であつて、憲法の容認しないところであるといわなければならない。ただし、憲法二十九条一項は、財産権は、これを侵してはならないと規定し、また同三十一条は、何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられないと規定しているが、前記第三者の所有物の没収は、被告人に対する附加刑として言い渡され、その刑事処分の効果が第三者に及ぶものであるから、所有物を没収せられる第三者についても、告知、弁解、防禦の機会を与えることが必要であつて、これなくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで、財産権を侵害する制裁を科すに外ならないからである。そして、このことは、右第三者に事後においていかなる権利救済の方法が認められるかということとは、別個の問題である。」つまり、後でどういふ救済が、つまり、補償のような救済が与えられることは別個の問題だということだ、言い切っておるわけですね。この最高裁判所の判決がいかに憲法三十一条の適正手続と保障という規定を尊重して国民の財産権を擁護しようとしているかということがおわかりになると思う。先ほど法制局長官は、刑事罰と何か民事的な秩序罰とは違ふというふうなことでこれを逃げられたけれども、私は余りにも政府なり、当局者に対する何というか、迎合の、法律家としてはあり得べからざる議論だと思ふ。あなたがどうしていまの家屋の取り壊しと所有権の没収と、片方は刑事処分だから、片方は行政上の措置だからということを言われるけれども、所有権の侵害ということに關しては変わりはないわけですね。また、公共の福祉と

いっても、密輸入とか、密輸出というものを防止しようとする国家の目的と、航空の安全を期待しようとする国家の目的とひとしく国家にとつては大切なことなので、その間に差異があるはずがない。どうしてあなたはこの最高裁判所の判例に、第三者、家屋の所有者の意見も聞かず、弁解も聞かず、防衛の機会を全く与えることなしにそれを取り壊してしまふことが憲法三十一条に違反しないということが言い切れるでしょうか。あなたの良心的なお答えを期待して、お伺いします。

○政府委員(真田秀夫君) 午前中の合同審査の際にも御質問に応じて私からお答え申し上げましたが、御引用の最高裁判所の判例のあることも十分承知しております。その判例が第三者所有の物の没収、つまり、第三者没収を行うに於いて以前の判例を変更いたしました。ただいま御指摘のように、告知、弁解、防衛の機会を与えないで第三者の所有物を別の被告人の刑事手続において没収することは憲法三十一条の許容するところではないという判例になったわけなんです。そのことはよく私も存じております。

ところで午前中にも申し上げましたが、この憲法三十一条は、本来的にはやはり刑事事件についての国民の権利の保障に関する規定でございます。三十一条ばかりでなく、三十五条あたりもそういうことでございますが、三十五条につきましても例のまた最高裁判所の判例がございまして、これはいわゆる川崎民商事件と称されるものですが、その三十五条につきましても、これも実は最高裁判所はこの規定も本来的には刑事司法に関する規定であるけれども、しかし行政処分であるからと言って全然この三十五条の底に流れている精神を無視していいものではないと、やはりできるだけ尊重しなさいということをやっているわけなんです。つまり最高裁判所の判例でも、刑事事件と行政事件とはやはり重みが違うといひますか、憲法からながめては保障の中身がやはり差異があつていいんだということ、これは正面からははっきり言っておけませんけれども、よく

読めばそういう趣旨は出てくるわけなんです。そこで行政処分についても憲法の三十五条の底に流れている法意はなるべく尊重しなさいということはそのとおりで、したがって、私は最高裁判所の判例の趣旨を類推しまして、三十一条についても同じように行政処分であるからといってデュー・プロセスの原理を無視していいものだと考へておりません。それは午前中にはっきり申し上げたとおりでございます。ただ、行政処分の場合と司法処分の場合とは、いま申しましたように、おのずからその性格が違ふ。つまり刑事事件の場合にはその当該被告人なり、あるいは第三者の没収の場合にはその第三者の何らかのやはり責任を追及するという制度なんですね。ところが行政処分の場合には行政目的のために、つまり言いかえれば公共の福祉を維持するためにやむを得ざる程度の不利益をその所有者なり関係人に課すると、それは社会の安全を保つためいば保衛的な内容のものであつて、刑事事件のものではないと、ただ精神において三十五条の底に流れる趣旨をよくくみ取りなさいと、こういう程度なんです。

そこで、どこまでその事前の手續を尽くせばいいかということになりますと、それは行政処分といふのは非常に中身も多種多様でございますし、それから与える不利益の内容も千差万別であるし、またそれによつて守らうとする公益の重みも、これもいろいろ程度があるわけでございますから、そういう諸般の事情を勘案して、それでまた当該行政処分を發動するに必要な要件、事実の明白性なり、あるいは行政処分を行わなければならない緊急度なり、そういうものを総合勘案して、その事前手續の丁寧さの程度を考へればよろしいという立法裁量の働かぬ面であるといふふうに考へるわけでございます。それは午前中にも申し上げたとおりでございます。

○寺田熊雄君 内閣法制局長官にこれ以上の答弁を期待することは無理だと思ひます。この法案の立案に参画してないと言われるんだから。しかし、ここではっきり申し上げたいのは、この三十

一条が、単に刑罰についてのみの規定ではないと、刑罰以外に、国家権力によつて個人の権利、利益を侵害する場合をも包含しているものと解すべきであると考えらる。これは法制局長官などの大先輩である入江俊郎さん、これは、裁判官としての入江さんがこの判決の補足意見として述べておるところであります。これを読んでみますと、「憲法三十一条にいわゆる法定手續の保障は、単に形式上法律で定めれば、それで本条の要請を満たしたものであるのではなく、たとえ法律で定めても、その法律の内容が、近代民主主義国家における憲法の基本原理に反するようなものであれば本条違反たるを免れず、単に手續規定のみについてでなく、権利の内容を定めた実体規定についても、本条の保障ありと解すべきであり、更に本条は単に刑罰についてのみの規定ではなく、「若しくは自由を奪われ」という中には、刑罰以外に、国家権力によつて個人の権利、利益を侵害する場合をも包含しているものと解すべきであると考えらる。」「こういう特に補足意見を前に法制局長官としておられた、法律専門家の入江さんが言っておられる。

さらに、この東大の小林直樹教授、これもやはりこの憲法三十一条が、「デュー・プロセス」とは、今日多くの学者が解しているように、「公正と賢明のミニマムの水準」をみたすような手續を意味する」と、「その他の刑罰」としては、ところからいへば、厳格な意味での刑罰にかぎらず、それに準ずる身体の自由の拘束、したがって行政手續をもふくむと解した方が、本条の趣旨に適合するであろう。また、ここにいう「刑罰」とは固有の意味の刑罰にかぎらず、過料のような秩序罰や執行罰をふくむとみてよい(同趣旨、註解、宮沢)——宮沢教授のことです。「鵜飼、」

鵜飼教授のことである。「和田等」——これも和田教授のことです。だからいま憲法学者はこれが単に刑罰だけじゃなくして、一切の行政罰あるいは秩序罰、ただ過料というような軽いものさえも入るといふのですからね。まして家屋を取

り壊すというより重大な法益の侵害がこの憲法三十一条の趣旨に含まれるということは疑いがない。それを本法は、全くその所有者の意見も聞かない、防衛の機会など全く与えないで取り壊してしまふというのですから、いかにこれが憲法三十一条の適正手續の保障に反するかが明らかだと思ふので、これはどうして、なぜ所有者の意見、弁解を聞かず、いささかも防衛の機会を与えようとしなかつたのか。これは提案者に伺ひたいと思ひます。いや、これは提案者に伺ひます。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほど来繰り返して申し上げておりましたように、私もはいやしくも憲法違反の疑いを残してはならないといふことからは、相当慎重に検討を重ねられまして、いま寺田さんは一発で除去するとか、撤去するとかいふ方に話を進めていらつしやいます。最終的にはそういう場合もあり得ることはこの法案に明記してありますけれども、何と言ひましても、まず空港の安全を図るためにこうした暴力集団の集會の場所になる、あるいは凶器その他を準備する場所になる、こういうものを使用禁止をして、そうして空港の安全を図る、それをどうしようも言うことを聞かなければ封鎖をする、そしてそれが保障されないという事実がある場合に限りて除去することができるといふふうな三段に進めていくわけでありますから、何と言ひましても、むやみやたらに除去するといふわけのものではない。私も十分その点は配慮してこの立法をしたということについては御理解をいただきたいと思ひます。

○寺田熊雄君 ただこれが配慮が足りないといふふうに申し上げるのは、いいですか、あなた方が破壊活動をなすおそれがあるものとして使用禁止命令を出しになるとします。所有者は、いや、家に来ている者は破壊活動なんかする者じゃありませんよと、これは私どもの援農の人々です。また、私どもに賛成してデモをしようとして、憲法三十一条の「表現の自由」の範囲内では援をするために来てくれた人ですと言つてがんば

るかも知れません。また、それが事実であるかも知れません。しかし、そういう弁明を聞かないんですよ。意見も聞かないんですよ。だから、運輸大臣と所有者との間に事実の認識で対立する場合というのは十分考えられる。たとえば石橋副委員長が自分の家に自分たちの悪意な者を寄せるとしますか、警察当局は、あれは破壊活動者だと言います。石橋さんは、いや、これは私どもの主張には賛成しているけれどもデモをするのです、破壊活動なんかしませんよと言ったって、そういう弁明は聞かないんですよ。この法律では聞く必要はないんだ。そうして命令をし、聞かないからと言って壊しちゃう。だから憲法三十一条違反だと申し上げるわけですよ。おわかりですか、足立先生。なぜそれで意見を聞き弁明の機会を与えず、また防御の機会を与えなかったかというのは、そこにあるわけですよ。あなた方の御主張と運輸大臣の認定と所有者の考え方で違ふ場合があり得るでしょう。これはお認めになるでしょう、いかがですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) これは先ほど来衆議院法制局からも、それから法制局長官からもお話がありましたとおり、その守るべき公共の福祉というところは、私はいまの成田の周辺状況を考えますと、これ以上重大な状況はないというふうな判断をしております。まあそれが感情的過ぎるとおしかりを受ければそれまででございますがね。したがって、先ほど来お話のあったとおり、財産権の制約ということが相当程度行われることは結果として起こりますが、これはもうやむを得ない犠牲だというふうな判断をしてこの法案を提出した次第でございます。

○寺田熊雄君 もう全然私のお尋ねしたところにお答えいただいてないんですよ。私は、取り壊される家屋の所有者は、ここに集まっている人は私どもの同志であるけれども、破壊活動はいたしませんよと、そんなものじゃありませんよと言う——事実そうかも知れない。しかし運輸大臣は、警察の情報を資料として、これは何にも証拠が要らな

いのだから、情報を資料として——いや破壊活動をやるおそれがあるんだといって、使用禁止を聞かないから撤去ということに踏み切るかも知れない。それが憲法三十一条に違反すると、なぜその弁明を聞きにない手続を踏まなかったかと、別段、弁明を聞き手続を踏んだって、あるいはその防御の機会を与えたって、そんなに聞かれないわけじゃないでしょう。それを聞かずに問答無用でやるとして内容の法案だから私は憲法違反じゃないかと申しておるんです。あなたは、いやいまの成田の状態はそのぐらいの犠牲はやむを得ないと言われども、とんでもないことですよ。やっぱり成田が騒然としているから、何やっても構わないんだというふうな考え方で法律をおつくりになったら困るんですよ。それは憲法九十九条の憲法遵守義務に違反するわけですよ。相手が——無法の状態が仮にあったとしても、こっちが無法なことやっつていいということにならぬんですよ、午前中申し上げたように。これは技術的な問題じゃないんですよ。提案者の足立先生に何回も申し上げるけれども、法制局長官がどういう迎合的な答弁をするか私は知りません。しかし、これは提案者が最も心すべき内容のことですよ。なぜ弁明を聞く手続を置かなかったか、なぜ防御の機会を与え憲法三十一条の適正手続の保障という憲法のこの基本的人権を守るための大切な、宝のような規定を少しも意識しなかったか、少しも尊重しなかったことになりやしませんかといってお尋ねしているんですから、これは技術的な問題じゃありません。提案者の確信のほどをお伺いするわけですよ。

○衆議院議員(足立篤郎君) いまこの静かな場で、法律専門家の寺田さんのお話を伺っていますと、それなりに聞かざるわけですが、私も、私どもが用意した法案で対処しようとしている事態は、先ほど真田法制局長官からもお話がありましたとおり、その緊急性といえますか、そういうものに対処して、実効を上げる措置を立法化しなければ、成田の空港の安全、大ぜいの人の人命の保

障、まあもつと大きく言えば、平和と民主主義を守ることでできないというふうな判断をしたわけでございます。まあ私どもとしてはこの程度のことではどうしてもやらなければ効果が上がらないというふうな考えております。

それで、いまその所有者と占有者が違ふ場合、確かに法律的に言えれば問題のあることは私も常識としてわかります。わかりませんが、それを認定する場合には、いまあなたがおっしゃるような、たとえば善良な農民が集まってそこに住まっておったというようなものをやみやたらに除去するということのような事態は絶対に私はあり得ないと思うのであります。何回かそういう事犯が繰り返され、そして禁止命令を出しても、封鎖をして、どうしようもないという場合に初めて除去ということが行われるような仕組みに慎重に私どもも配慮をしておるわけでございますので、その事実認定の問題については慎重を期してもらうべきだと私も考えております。

○寺田熊雄君 事実認定の場合に慎重を期するということは、これは当然のことなんです。ただ、この法案は、所有者が自分の同志を集め、そしてその人々は絶対にその違法な活動はしませんよと、これは憲法三十一条に保障された表現の自由を単に行使するだけであると、また事実そのうであって、所有者は確信しておる、そういう場合でさえも運輸大臣の認定によつては、これは禁止命令が出し得るわけです。これはあるいは運輸大臣のようなりっぱな方はそういうことはしないとおっしゃるかも知れない。しかし、いまこの立法というものは、りっぱな、絶対にしないであらうような、聖人のような方がこの法を運用することを前提にしているんじゃないんですよ。乱用する人が出れば乱用されるというふうなおそれがあったんではいけないというのでしほりをおけるわけですよ。いいですが、聖徳太子のような人が裁判するならば、全部あらゆる犯罪を無期懲役に処するということが可能ならしめてもいいわけですよ。しかし裁判官といえども権力を乱用

するから、犯罪ごとにその刑の上限を定めておるわけですよ。そんなことはおわかりでしょう。だから必要なことはやはり財産権に対する非常な侵害をする場合には、少なくともその人間の意見を聞き、それからどうしても運輸大臣が違ふといった場合には、いや違ひはしませんよと、調べてみてくれというその弁解なり防御の機会を与えなければいけませんよというのが私のあなたの方にお尋ねしていることですよ。あなた方はあくまでもいまの状態ではその程度のことではやむを得ない、やむを得ないと言います。それではこれが回答になりませぬ。それでは依然としてこれが憲法三十一条違反の法律であると、そういう疑義は少しも払拭されていないですよ。むしろいよいよわれわれはあなたの方の答弁では憲法三十一条違反であるという確信を深めるだけです。いかがですか。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) ただいま憲法二十九条それから三十一条が議論の論点になっておりますので、提案者が憲法二十九条と三十一条についてどのような考え方をして立法したかという点について補足して御説明申し上げたいと思っておりますが、よろしく申し上げますか。

○寺田熊雄君 まあいいでしょう。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) まず憲法二十九条の問題でございますが、端的に申し上げますと、公共の福祉という観点から、最終的にはこの除去をするというふうな規制が財産権保障の上から許されるかということでありまして、具体的にこの法案に即して申しますと、たとえば団結小屋と言われているものにつきましてこの規制をするに足る公共の福祉が認められるかということであるろうかと思っております。そこですら私どもの考え方をいたしましては、この新空港の安全確保という……

○寺田熊雄君 ちょっと待って。三十一条のただ、弁解を聞かずに、防御の機会を与えずにやるということが三十一条違反になりやしないかと言つて聞いているのだから、よけいなことを言わないで、その点お答えなさいよ。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) 三十一條の方  
にしようとお答えしてよろしゅうございませうか  
——この三十一條の問題でございませうが、先ほど  
来私どもの先輩であつた入江先生、それから小林  
教授その他の方の御意見を御披露なさいまして、  
一般論としては私もそれに従つて物事を考へて  
いるわけでございますが、今度のこの立法は、  
やっぱりいささかまだ違ふといふように考へてお  
るわけでございます。それはどう違ふかと申しま  
すると、この新空港の安全確保というものをこの  
法律の目的としたしてございませうが、この新空港  
の安全確保をどうしてもやらなければならぬとい  
うことが現時点においてはわづらひ一つ絶対的な  
要請である、こういう考へ方を一つ立てておりま  
す。そして新空港の安全確保するためには、  
例の三月の二十六日でしたか、起きましたあのよ  
うな事態は、再びそういうものは起こしちやいか  
ぬ、またあのような事態はいわゆる通常の市民社  
会レベルの状態を超えたいきわめて異常な事態であ  
ると、こういう認識を前提にいたしまして、その  
上に立つて憲法三十一條の法定手続というものを  
考へる必要があるかと、こう思つております。  
申すまでもなく、元來は刑事手続に関する規制で  
あるのでございませうが、先ほど来の各先生方の  
お話にもありますように、その精神をくみまし  
て、行政手続においてもできる限りこの精神を及  
ぼすべきであるとする考へ方が定着していること  
はもう御案内のとおりでございます。しかしなが  
ら、この法案で取り上げておられるように、き  
わめて特殊の場合におきまして、具体的には財産  
権の制限を受ける側に対しまして、先ほどお話し  
やいましたように、告知をするとかあるいは弁明  
の機会、こういう機会を与えらるゝ、そういう慎重  
な手続を経て権限発動をすべきだといふことが  
一番問題になっておられるわけでございます。ところ  
が、この法案の状況を見ますと、この法案が適  
用される場合におきましては、暴力主義的破壊活  
動者のこれまでの行動、あるいは今後予想をされ  
る行動から見ますと、そのような手続を踏んで

おりますると非常に時間がかかる。しかも時間が  
かかった上で行政上の効果が全く期待できない  
と、こういうことは容易に予想できることであ  
ります。こういう事態を踏まえて使用禁止命  
令やあるいは場合によつて封鎖が行われるわけ  
であります。それだけではどうしても効果が十  
分でないといふようなとき、いわば事態が急を要  
している、緊急であるといふようなこと、そして  
市民社会レベルの……

だつて、命令、封鎖とだんだんにやつていくんだ  
と。だんだんにやつていくその時間の間に意  
見を聞き、防衛の機会を与えたいいじやありま  
せんか。全然あなたの方の御答弁自体がもうなつて  
ないんですよ。しかも緊急の場合といへども言  
うけれども、災害が発生している場合で、災害  
対策基本法の七十八條、災害が発生した場合にお  
いていろいろの処置ができることになっておる。  
そのときでも第八十一條は「都道府県知事若しく  
は市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地  
方行政機関の長は、それぞれ公用令書を交付して  
行なわなければならない」といふことを言つてい  
る。この場合には災害が発生しているんじゃない  
んだ。おそれがあるといふような場合で、その命  
令といふものは所有者が全然あざかり知らぬよう  
な官報で出てしまつたら、こういうんだから。所有  
者がわかつていなければやれるけれども、それだつて口  
頭かもしれない。それからどういふことを伝達す  
るのかといふその規定はない。口頭でばつとつ  
たつて、そんなことは聞いた聞かないなんとい  
うので、内容だつて非常に不明確でしょう。そう  
いう点の配慮がこの法律には全然ないんですよ。そ  
れから伝染病予防法なんかを見ても、伝染  
病が、ペストが発生していると、それこそこれは  
大変緊急を要するときにだけども、それでさへも  
汚染建築物の処分といふのは——これは伝染病予防  
法の十九條の二ですけれども、「消毒方法ノ施行ヲ  
不適当ト認ムルトキハ都道府県知事ハ関係市町村  
會ノ意見ヲ聴キ厚生大臣ノ認可ヲ得テ其ノ建築物ニ  
對シ別段ノ処分ヲ行ヒ」云々といふ規定がある。  
つまり日本の憲法がまだ施行されてない、国民  
の基本的な権利なんといふものに対する配慮の足り  
なかつた時代においてさへも、立法機関はそれだ  
けの国民の権利を保全するための配慮といふのを  
しているわけですよ。ところがこの法案といふもの  
は、ともかく空港の安全を確保しなさいといふ  
といふことで、全くそういう国民の基本的な権  
利、財産権を守るなんといふことに対する配慮が  
ない。憲法三十一條などを守らうとする熱情も何

もない。こんな法案が許されていいんだらうかと  
いうのが私どもの考へ方です。われわれだつて  
何も過激分子の味方するものじゃない。だれだつ  
て空港の必要性は認めるし、安全にそれは開港し  
てほしいけれども、相手が無法だからといつてわ  
れわれが無法なことをやつていいわけじゃないん  
です。われわれはやはり憲法を守り、法秩序に従  
つて対策を立てなさいといふ、こういうことな  
んですよ。もうそんなあなたのような迎合の法律  
論は聞きたくない。

○寺田熊雄君 簡単に。時間がないから簡単に。  
○衆議院法制局参事(大竹清一君) 状態を超える  
ような事態が再び招来することを避けることがど  
うしても必要である、そういうときにはきわめて  
厳しい、この八項にありまするような要件のもと  
に所定の手続を踏まない、こうしてもこれはや  
むを得ないものとして憲法上許容されると、かよ  
うな考へ方に立ちまして、先ほど来お話しやつて  
おる所定の手続を書かなかつた、こういうこと  
でございます。

○寺田熊雄君 だいまの長々とした御説明を伺  
いますと、結局あなたのおっしゃることは空港の  
安全を確保する必要があるといふこと、意見を  
聞いている暇がない、こういうこと、二つに尽  
きますよ。それで、一体、この憲法三十一  
條といふものは、あなたの結論によると、何か行  
政目的によつては無視していいといふことにな  
る。それから、急ぐんだと言つても、あなた  
の御説明自体でも矛盾があるのは、いいですか、  
命令をする、封鎖をする、聞かないから撤去です  
とこう言ふ。それじゃ命令をする段階で聞いたつ  
ていいじゃないか。命令、封鎖、撤去と一度にい  
つちやうんじやないんだから、命令をして聞か  
ないから封鎖をして、聞かないから撤去と、時間  
あるじやありませんか。なぜその間にでも意見を  
聞かないの。あなたの答弁自体からもそれは矛盾  
があると思ふ。いいですか。いきなりばつと壊す  
とすれば、これはもう乱暴もはなはだしくて、こ  
んなことをやつたらもう憲法秩序も何もあつたも  
のじやありません。だけれども、あなたの御答弁

○寺田熊雄君 委員長、ちよつと関連質問。議事  
進行についてであります。

○衆議院議員(足立篤郎君) これは何回も繰り返  
すことになつて恐縮ですが、先ほど真田法制局長  
官の答弁の中にもございませうが、財産権はやは  
り公共の福祉にかなうものでなければならぬとい  
う、それは法律で定めるといふこと、ございま  
して、私どもは価値判断といふか現場の認識の問  
題にもかかわると思ふますが、きのう警察当局か  
ら答弁した中に、公園敷地の中のいわゆる団結小  
屋の撤去について手間暇がかかり過ぎるじやない  
かといふ御質問がございまして、あのときの説明  
はたしか、何といひますか、所有者あるいは管理  
者が、こういうものがなかなか判明しないので手間  
暇がかかっているといふ意味の答弁があつたよう  
に思つております。私どももあの現場の状況をい  
ろいろ聞きまして、この法案の立案に当たりまし  
ては、いまおっしゃるような手続を踏めばなおよ  
ろしいといふことは十分わかつておられますが、し  
かしそれを踏んでおきますと、空港の安全確保と  
いふ緊急事態に対処することはほとんど不可能に  
なつてしまつたといふことで、しかも公共の福祉の  
尊重、公共福祉を守ることが財産権尊重の憲法上  
からも一つの前提になつていふといふ点に着目し



この法案を考えたわけでございますが、この法律論につきましては、とても専門家の寺田さんには甘んじて受けませんが、私どもは何としてもこの立法によってこの空港の安全を図り、そして日本の民主主義を守りたい、こういう決意でございます。

○矢田部理君 進行についてありますが、先ほどの法制局の答弁は黙過することのできない内容だと思ふんですよ。法律論ではなくて政治論を先行させた。しかも内容は空港の安全性というのを絶対価値にし、時間がないということさらさら補強理由として憲法を越えようとする議論をしていくわけでありまして。これは当委員会としてそういう発言は断じて認めるわけにはいきません。それを撤回するかしないかということをはっきりさせていただきたいと思ふし、ああいう発言をそのまま受け取られるわけにはいかないと、この進捗について御協議をさせていただきます。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) 憲法三十一条の問題をどう考えるかにつきまして、この法律が前提としております事情を申し上げたわけでございます。したがって、憲法三十一条の部分につきましては、先ほども申し上げましたが、これは元来刑事手続であること、したがって、この手続をとらない場合に直にそれがどういふ行政関係法規におきまして違憲になるかということはないと思ひます。しかしながら、先ほどの入江先生を初め各教授方がおっしゃっているように、可及的、できる限りその法定保障手続はとるべきであるというのを行政関係法規においても取り入れるという考え方が前提になっておられることはもちろんであります。しかしながら、それぞれの法案が目的としている状況におきましてこの手続をとるかとならぬか、これは判断の分かれるところであらうかと思ひます。

○目黒今朝次郎君 いま議事進行でそういう発言がありました。私も聞いておつて、あなたが絶対

視という言葉を使つておつたんでありますが、私も憲法以上の絶対視だと錯覚するぐらいのショックを受けました。したがって、休憩をして、いま言った議事録をとつて、あなたがいま釈明したことと前段の発言が合つていくかどうかということを含めて、それ以後議事進行するという点で、議事録をとつて確認すると、そうでなければ前の発言は撤回すると、どちらかはっきりしてもらいたい、こう思ふんですよ。

○委員長(三木忠雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(三木忠雄君) 速記をつけ。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) お答えします。ただいま先生からこの絶対視というところを取り上げられました。これは考えようによりまして、ちよつと誤解を生ずるおそれもございますので、その部分は、きわめて重要な、というようになるところに訂正させていただきますと思ひます。が、よろしゅうございますか。

○寺田熊雄君 ただ最後に、これ以上発言することのできませんので、もう一度私は提案者並びに運輸大臣に申し上げたいんですけれども、いまるる申し上げましたように、この家屋の使用禁止命令、これは御承知のように、全く所有者の意見、また、占有者の意見も聞きませんよ。占有者や使用者というものは、自分たちは、あなた方が御認定になるように、破壊活動などはするものではありませんが、どういふ根拠であなた方はそういうふうな御認定をなさるんですかという反駁さえも許されないと、自分を弁明することも許されないと、ましてそれを何か法的な手続で防御することも許されないと、これをどういふ行政関係法規におきまして、いろいろな法律にありますが、一定の資料による証明さえも要求されていないわけですね。だから、行政権の専断によって、それに従わない善良な農民の家屋でさえも、あるいは現に

ま団結小屋の中には公民館もありますけれども、それなんか取り壊されてしまふというふうな、非常に基本的な人権の侵害がこの法案によって十分行われる危険性というものが非常に多いわけですよ。それを私は強調したわけですよ。ですから、これはもう明らかに憲法違反だというように私も確信して疑いせんけれども、その点を踏まえて、この大勢いかんともしがたいところまでできておられますからして、恐らく多数決でこの憲法違反の法律ができてしまふであろう、しかし、そういうおそれがあるというところだけは十分心得ておいていただきたい。その点、運輸大臣の御決意なり所感なりをお伺いして私の質問を終わりたいと思ふのです。

○國務大臣(福永健司君) 寺田さんのたぐいまの御意見よく伺つておきたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 きのうの質問の中で、この法案を運用すればパイプラインであるとかあるいは燃料暫定輸送の国鉄の施設、そういうところもいわゆる航空機能の確保という点から工作物に指定する、そういうふうな発言がありました。逆にお伺いしますが、パイプラインの問題について本当にスムーズに三年以内に開通する見通しがあるんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) いわゆる本格パイプラインにつきましては、現在千葉市を中心としたして地元との話し合いを続けております。最近の情勢を申し上げますと、千葉市の市議会においてもほぼ意見がまとまつておるに伺つております。その他沿線の市町村につきましても、意見をまとめて着工をいたすことができまするならば、三年間で完成できると思ひます。

○目黒今朝次郎君 私の知つておる範囲では、今の新しいパイプラインの問題についても地域住民と非常にやばい問題が介在すると、そういう話を承つております。そうしてこのパイプラインの施設、その問題について住民と公団側いろいろなジグザグがあつた際にはこの法案との関係はどう

なるんですか。

○政府委員(高橋寿夫君) いわゆる本格パイプラインの問題でございますが、これは少なくとも本格パイプラインの施設ができなければこの法律案の対象になり得ることはありません。それから、本格パイプラインができてしまふという場合に、でき上がった以後におきまして、その本格パイプラインの付近に団結小屋ができたという場合には、この法律の適用対象になることがあり得ると思ひます。

○目黒今朝次郎君 じゃ、いまのは確認しておきます。

それから騒音問題は特定空港措置法がこの前まできたわけでありまして、しかし、騒音問題は多くの問題を抱えておるわけです。この騒音問題で住民が集まつておるんなら行動を起こしたり、あるいは空港公団に交渉したり、そのために一カ所に集まつて皆さんが話し合いをする。たまたまそれが民間のアパートの一室を借りて行われた、そこから行動を開始したと。そういうのを反復しながら空港公団やあるいは運輸省に会つたと、そういう行動を起こす際にこの法案との関係はどうなんですか。提案者にお伺いします。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私どもは、いま目黒さんがお挙げになつた、アパートを使って、そこを集合の場所にして、何といひますか、暴力活動の拠点にするというふうなことは、正直に申し上げて全く想定をしておりません。何といひますか、とりあえずは空港周辺三キロ、これは法律で明らかにして、誤解のないようにして、拡大解釈ができないようにしようということをやつたわけですが、ただ、いま航空局長が答えたように、たとへばパイプラインが引かれた、そして機能を発揮し始めたという段階で、その機能を阻害する目的でパイプラインの付近に団結小屋等がつけられて、そこを拠点にして活動を始めるといふことになれば、これは恐らく政令で追加指定といふことになると思ひますので、いまお話し、何といひますか、アパートなどを想定はしておりま



○目黒今朝次郎君 最後に、運輸大臣、いま警備側の説明を聞くと、しよせんは、当面は一万三千とか一万五千とかという機動隊を使って突破できるとしても、長い目で見れば結局は地元の方々が、農民の皆さん、地域の皆さん、あるいは空港関係者の皆さん、われわれ運輸委員も含めて、そういう方々全体の理解と協力がなければ、開港はしても、開港後の安全と警備という問題については保障がないんじゃないか。どんなに提案者がりつばな提案をしたって、結局はずっと長い目で見るとそこに落ちついてしまう。そうしますと、やっぱり私は、これは四党提案だから四党に云々ということではなくて、根本的な政策の責任は政府にあると、こう思うんです。政府としてどういう考えであるか、ひとつ大臣の見解を聞かせてもらいたい、こう思うんです。

○国務大臣(福永健司君) 保障はないという目黒さんの表現でございますが、見方によつてはそういうことも言えるかと思いますが、私は、いずれにしてもいままお話しのような幾多の困難は、これはよく私も認識しておるつもりであります。そういう困難を克服して、よき日本、よき成田周辺であらしめたいと、切に念願するものであります。そういう観点から、私は、現状は現状といたしまして、あらゆる努力をいたしまして、いまま申し上げましたようなよき事態を招来するよう、政府はあらゆる努力をしなければならぬ。そういう意味において、いままお話しのように、もとより政府に責任がございます。この責任を全うすべく一生懸命にやらなければならぬと思ひますし、同時に、私は日本国民全体の良識を信頼したいんです。いまのような議論ばかりで、いつになつてもどうにもならぬといふことを考へておつたんじゃない、わが国の将来は大変なことになると私は思ひます。そういう意味で、いろいろお話しもいただきましたが、私どもが一生懸命に責任を感じ、いろいろまあ皆さんに御厄介になります。第一に、政府がそういう責任を感じて今日以後に対処していかなければならぬ。この立法

が、これからどうなりますか、これはこれといったしまして、あらゆる事態のもとにおいて一生懸命に精進していかなければならぬと、強くそれを感じる次第でございます。

○目黒今朝次郎君 持ち時間が過ぎておりますが、お許し願つて、いまま提案者によつて聞いてきたんですが、運輸大臣なり警察庁の方は、法案ができるまではと言つて、いろいろ答弁されまして、もう時間の問題で、いままから採決に入るといふ話であります。私は、まだ成立しませんが、運輸大臣に、あるいは警察庁、本来なら長官が来ていれば一番いいんですけども、警察の側にひとつお願いなり見解を聞きたいんですが、この法案が前例となつて、いま申し上げた公書の問題であるとか、あるいは住民運動、あるいはきのう申し上げた労働運動、そういうものによつて、そういうことを非常に心配し、危惧するものであります。同時にまた、いま団結小屋の話がありましたけれども、その団結小屋など、そして、「おそれ」といふことを含めて、やはり一般の民間の方々、アパートの一室、そういうところまで、いろいろなまあ寺田先生が具体例を連合審査で言われましたけれども、そういうふうには拡大されていくといふことを非常に危惧するものであります。したがつて、きのうの答弁では、今日の段階では、この法律に定めた空港とそれから三キロ以内、こういう法定された地域だといふ話もありました。したがつて、今後のこの法律の運用、特に政令の制定などについては十分に私は今後とも、この憲法議論もまだ不十分でありますから法務委員会の議論、あるいは運輸委員会の議論、あるいは労働問題でもありますから社会労働委員会の議論、そういう議論に十分に耳を傾けて、われわれが危惧するようないふに、やっぱり最後の認定者である運輸大臣並びに運輸省に十分な人権を尊重する私は措置をお願いしたいし、同時に、これに協力関係で最もいろんな資料を提供

する警察側については、やはり本法案の緊急性というところは一面あるとしても、いまままで議論された問題点について十分配慮した私は法運用してもらいたい。少なくとも新たな問題を起す際には、運輸、法務、社労、地方行政と、このぐらいの意見を十分聞いた上で判断することを、いろいろの慎重さがあつてほしいといふことを、私は、いま採決しようとする法案でありますから、法案が成立しますと直ちに手が届く運輸大臣並びに非常に関係の深い警察庁側にひとつ私の質問に対する見解を聞いて、私の質問を終わりたいと、こう思ひます。

○国務大臣(福永健司君) 目黒さんは、いままに採決をしようとする瞬間、という表現をなさいました。その意味においては一つの歴史的瞬間であるような気も私はいたします。お話の中にも、その種の意味も含めてお話があつたのでございませう。この立法は、私はよくよく異例のことであると考えております。したがつて、いまま厳密に言へばまだできていないのでございませうからでございますが、そういうことばかり言つておられますと目黒さんのいまの御質問に、ないし御意思の御表明にお答えするゆえんにならないから、そういう表現を御了承いただきたいのであります。よくよく異例であらうと思ひます。こういう異例のことが幾つもあるのはならぬと私は思ひます。そこで、目黒さん御指摘のように、いろいろ拡張解釈をされたり、こういうことが後幾つか続いていくといふようなことではならぬとおっしゃる点は、目黒さんに劣らず私も強く念願するところでございませう。したがつて、人権尊重等についてはお話のようにわれわれは強く厳しく考へていかなければならないと、ぜひそういうあらねばならぬと、こういうふうに考へます。いやしくも乱用等があつてはならぬと思ひます。私はそういうことを重々心得て、いま、これからのことは目黒さんのお言葉をおかりすれば、間もなくこれに対して当委員会としての決をつけられるかのように伺つたのであります。いずれにいたしましても目黒さんを初め

皆さんがきょういろいろお話をなさいました。よく伺つております。私は私なりに責任の重大なるを感じて、今後皆さんからもまあまあと言つていただけるようにするよう、誠心誠意努力をさせていただきます。

○説明員(近藤泰二君) 運輸省に協力してまいりますに当たつて、十分に配慮したいと思ひます。

○委員長(三木忠雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○目黒今朝次郎君 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となりました新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案に反対する立場で討論をいたします。

討論に入る前に、本法案は憲法との関連及び運用の問題について、時間的制約から十分に疑問が解明されないままに今時点を迎えておりました。はなはだ不十分であります。したがつて、われわれ社会党は現地調査、参考人の喚問、特に憲法学者との議論あるいは十分な連合審査などが相当に必要であると思ひますから、そういう考へを基本にまだ継続審議をすべきだ、そういう考へを基本的に持つております。したがつて、そういう点から言ひますと、ここで審議を打ち切り採決ということについては反対でありますけれども、諸般の情勢からこれに臨みたいと思つておられますが、こういうやり方については前例にすることなく、大事な問題は十分な議論をして、たとえ議員立法であらうとも十分な時間を要したいといふことをまづ冒頭に申し上げておきたいと存じます。

それから、時間の関係で前段を抜きにして、反対の第一の理由は、本法案が財産権、住居の不可侵権、黙示権などの基本的な権利を保障した憲法

皆さんがきょういろいろお話をなさいました。よく伺つております。私は私なりに責任の重大なるを感じて、今後皆さんからもまあまあと言つていただけるようにするよう、誠心誠意努力をさせていただきます。

○説明員(近藤泰二君) 運輸省に協力してまいりますに当たつて、十分に配慮したいと思ひます。

○委員長(三木忠雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○目黒今朝次郎君 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となりました新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案に反対する立場で討論をいたします。

討論に入る前に、本法案は憲法との関連及び運用の問題について、時間的制約から十分に疑問が解明されないままに今時点を迎えておりました。はなはだ不十分であります。したがつて、われわれ社会党は現地調査、参考人の喚問、特に憲法学者との議論あるいは十分な連合審査などが相当に必要であると思ひますから、そういう考へを基本にまだ継続審議をすべきだ、そういう考へを基本的に持つております。したがつて、そういう点から言ひますと、ここで審議を打ち切り採決ということについては反対でありますけれども、諸般の情勢からこれに臨みたいと思つておられますが、こういうやり方については前例にすることなく、大事な問題は十分な議論をして、たとえ議員立法であらうとも十分な時間を要したいといふことをまづ冒頭に申し上げておきたいと存じます。

それから、時間の関係で前段を抜きにして、反対の第一の理由は、本法案が財産権、住居の不可侵権、黙示権などの基本的な権利を保障した憲法



に違反する疑いがあるという点をまず反対の第一の点として挙げておきたいと存じます。

第二の理由は、本法案が政治的乱用の危険性のきわめて高い点であります。特に、きょう行われた第二条の第二項の「行うおそれがある」あるいは暴力主義の要件の縛り、これについてはほとんど十分でないままに、このままでもいくならば空港の建設に反対する意思を持つ主婦、農民、市民あるいは労働者は、将来暴力主義的破壊活動を万一行うかもしれないという予断のもとに、いような制約を受ける可能性が十分ありますので、基本的人権を尊重する立場からもうこの危険性を含む法案には賛成するわけにはまいりません。

反対の第三の理由は、「規制区域」の問題であります。本法案の「規制区域」は単に空港周辺にとどまらず、政令の運用によっては東北から関西まで広範囲にわたる区域の設定が可能であります。また、同時に質疑を通じて明らかになったことは、暫定燃料輸送の国鉄施設までも空港の機能保全の名目で対象にされ、国鉄の労使関係まで不当介入させる危険性を持っていることでありまして、断じて容認するわけにはまいりません。さらに、工事着手の目途もない第二期工事を含めてみたり、あるいは団結小屋から逆算をして合理性を持たない外側三千メートルを設定したその不十分さにわれわれとしては同意できないわけでありま

す。

反対する第四の理由は、運輸大臣に権限集中の問題であります。もう私から申し上げるまでもなく、この法案についてはすべてで運輸大臣あるいは運輸大臣の命ずる職員がその執行の任に当たります。土地収用法、公共用地の取得に関する特別措置法における収用委員会、あるいは破防法における法審査委員会のような第三者機関を排除し、運輸大臣に全能の権限を集中していることはどうしてもわれわれとしては危険性を感じざるを得ません。私権の制限を通じ、究極的に集会、結社、表現の自由を制限する重要なものであり、工作物に対する使用制限など行政機関にゆだねる

問題であり、憲法に違反する疑いがあります。また、政権担当者に認定権を与えることは、行政の中立性を失い、固有の政治観に基づいて独善的な認定が行われる危険性をはらんでいることを指摘しながら、これもこの法案に賛成できません。

反対する最後の第五の理由は、地元農民、住民の政府に対する不信感の増大であります。新空港は第二期工事、パイプライン工事についても今日工事の目標が立たないままに開港しようとしております。この問題が解決しなければ、開港してもこの空港はいわゆる欠陥空港のそしりを免れません。今後のパイプラインあるいはその他の問題についても住民との話し合いが必要であります。現在話し合いの機運が高まっておる今日の情勢の中で本法案を成立させることは、地元農民、住民に政府の力の対決、こういう問題を与え、不信感を増大させ、今後の話し合いの解決の道を絶望に追い込む可能性を持っております。先ほど指摘したとおり、このままでは開港されたとしても、開港後の安全と警備に重大な支障があるということを断言せざるを得ません。

時間がありませんからこれ以上申しませんが、こういう問題点を指摘すると、どうしてもこの法案についてはわれわれとしては賛成できない、撤回を要求して討論を終わります。

○内藤功君 私日本共産党を代表して、本法案に反対の討論を行うものであります。

私は、今回の新立法のきつかけとなった管制塔襲撃事件に対する政府、警察当局の対処、この問題についての深刻な反省の上に責任を明らかにして、現行法を十分に活用して、暴力行為に対する徹底的な対処をすることが現在最も必要であり、前提だと思っております。本法案のごときはその必要性が認められませんし、また法案の内容には幾多の重大な疑念があります。

第一の理由は、現行法による取り締まり捜査においてすべての手を尽さず、手抜きがきわめて多いということであり、昨日私は当委員会の質疑において、三月二十六日の管制塔襲撃事件に

関連して、当日の警察当局の警備について六点到わたる疑問点を指摘しました。第一に、通報に接し直ちに出勤しなかつた理由。第二に、第九ゲートの要衝を容易に突破せしめた理由。三番目に、第八の二ゲート侵入を許した理由。四番目に、マンホールの検索をしなかつた理由。五番目に、管制塔正面玄関を警官があげるとたき、暴力集団がそれに追随して侵入するのを許したというこの大きな疑念についてどうなのか。六番目に、管制塔に入った警官隊が一たん最上階まで上りながら戻っていった奇怪な行動について。これらの六点について疑問が深まるばかりで、これらを聞いてもかえって疑問が深まりさすたのであります。もし部

隊の指揮官のミスが一つだけではなくてこれだけ重ければ、それは単なるミスとはとうてい考えられないのであります。

わが党は、現行法による可能なあらゆる合法的措置をもつて暴力集団の徹底した規制をとらず、特定建築物を対象とした非常時立法の必要だけを強調する態度は断じて認められないのであります。

第二の理由は、この法律を審議するに当たって、運輸省、警察当局を初め政府側が審議に必要だとして要求した資料を提出していないという問題であります。団結小屋の詳細についての資料は今日まで提出されておられません。これでは法案を十分に審議することを初めから保障しないということにつながり、法案提案者並びに政府の態度ははなはだ無責任と言わなければなりません。これに加うるに、ただ十二日までに成立させる、どこで決まったか知りませんが、そのことを至上命令として、全体の質疑時間はきわめて少なく、このような重大な法案を明らかにするには審議を尽くしたと言えないことは、はなはだ遺憾であります。

第三の理由は、この法案が治安立法、非常時立法的色彩を持っているという点であります。

昨日、私の質疑に対し、「暴力主義的破壊活動者」の概念、「おそれ」の概念がきわめてあいまいであり、拡大解釈によって一般国民が被害をこう

むるおそれのあることも明らかにしたのであります。たとえば「規制区域」内にある建物が「暴力主義的破壊活動」なるもののために使われ、あるいはその「おそれ」があるときは、運輸大臣の権限で弁明の機会を与えることなく、司法的抑制もなしに撤去できるなど、その最たるものであり、手続においても著しく適正を欠くものであります。

私どもは以上三点の理由により本法案に反対するものであります。

最後にわが党は、過激派暴力集団の首動と破壊活動に対しては、かかる新立法によるのではなく、政府が根本的にその甘やかし、泳がせ、利用してきた政策をきっぱりとやめて、その根絶のために規制並びに適正なる取り締まりを行うことをあわせて要求し、私の反対討論を終わるものであります。

○委員長(三木忠雄君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三木忠雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四分散会

昭和五十三年六月六日印刷

昭和五十三年六月七日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局